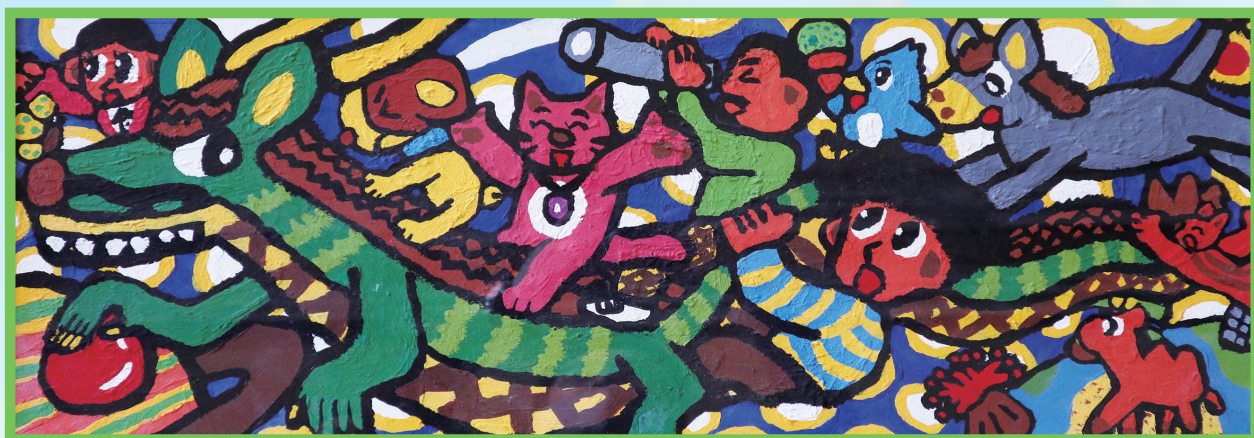
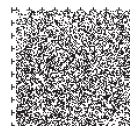


第6期あま市障がい福祉計画・ 第2期あま市障がい児福祉計画

概要版



令和3年3月
あま市



1 計画策定の趣旨

あま市では、平成30年3月に「第2次あま市障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）並びに「第5期あま市障がい福祉計画」及び「第1期あま市障がい児福祉計画」（それぞれ平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度、計画改定の年度を迎えて策定する「第6期あま市障がい福祉計画」及び「第2期あま市障がい児福祉計画」は、「第2次あま市障がい者計画」の基本理念や基本目標を踏まえつつ、障害福祉サービス等に関する提供体制やその確保のための方策等を定めるものです。

なお、児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることとされており、本市でも障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体的に作成します。

2 計画の期間

「第6期あま市障がい福祉計画」及び「第2期あま市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

【計画の期間】

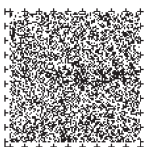
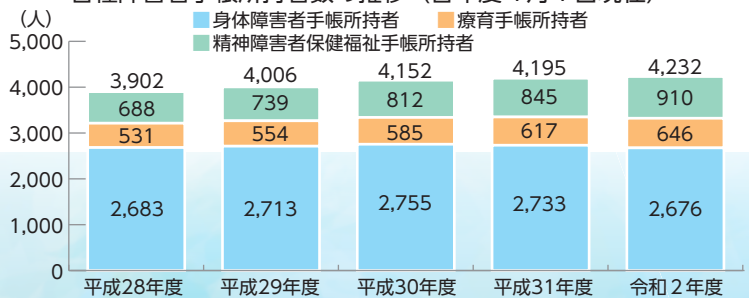
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次障がい者計画					第3次障がい者計画			
					見直し			
第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			
		見直し				見直し		
第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			
		見直し				見直し		

3 障がい者の状況

あま市における障がい者の人数は年々増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者は平成31年度（令和元年度）から減少に転じましたが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は依然として増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が高くなっています。

各種障害者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）



4 計画の基本理念

あま市では「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を踏襲し、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

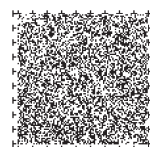
基本理念

**障がいのある人もない人も、
お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現**

5 計画の基本的な考え方

本計画では、8つの基本方針を定め、引き続き障害福祉サービスの基盤整備を推進していきます。

(1) 訪問系サービスの充実	障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。
(2) 日中活動系サービスの充実	障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を図ります。
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
(6) 依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。
(7) 相談支援体制の整備・充実	障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談支援体制の整備・充実を図ります。
(8) 障がい児支援体制の整備	教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。



6 数値目標及び見込量

■障がい福祉計画の数値目標（令和5年度目標）

次に掲げる事項を計画期間中における数値目標として設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数47人から、令和5年度末時点の施設入所者数を46人とし、また、3人の地域生活への移行を目標とします。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目標値として設定します。本市の基盤整備量は、25人（65歳以上で12人、65歳未満で13人）とします。

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年度に開始したあま市地域生活支援拠点事業について、令和5年度までにその機能の充実を図るため、年1回、運用状況の検証及び検討を行います。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

- ①令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数を14人とします。（うち就労移行支援12人、就労継続支援A型1人、就労継続支援B型1人）
- ②就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援の利用者割合を7割とします。
- ③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、計画策定時点において、市内に就労定着支援事業を実施する事業者が存在しないため、設定しません。

（5）相談支援体制の充実・強化等【新規】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

- ①基幹相談支援センター等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を行います。
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を年2回実施します。
- ③地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年1回実施します。
- ④地域の相談機関との連携強化の取組を年1回実施します。

（6）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

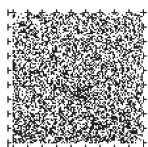
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているかの検証を進めていきます。

- ①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ2人が参加します。
- ②障害自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等を1回実施します。

（7）発達障がい者等への支援【新規】

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の整備を進めていきます。

- ①ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数は5人を目標とします。
- ②ペアレントメンターの人数は2人を目標とします。
- ③ピアサポートの活動への参加人数は4人を目標とします。



■自立支援給付の見込量（1か月あたり）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	人	105	108	110
	重度訪問介護				
	同行援護	時間	2,080	2,100	2,120
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動系サービス	生活介護	人	150	152	155
		人日	2,580	2,600	2,630
	自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
		人日	34	36	38
	自立訓練（生活訓練）	人	3	3	3
		人日	40	42	42
	就労移行支援	人	32	35	38
		人日	460	470	480
	就労継続支援（A型）	人	130	132	134
		人日	2,552	2,592	2,631
	就労継続支援（B型）	人	165	170	175
		人日	2,655	2,736	2,816
	就労定着支援	人	5	7	8
	短期入所（福祉型）	人	60	60	62
人日		260	260	268	
短期入所（医療型）	人	6	6	6	
	人日	18	18	18	
療養介護	人	8	8	9	
居住系サービス	自立生活援助	人	1	2	2
	共同生活援助(グループホーム)	人	84	86	88
	施設入所支援	人	47	46	46
相談支援	計画相談支援	人	100	105	110
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	2

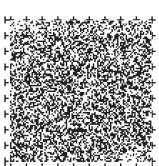


■地域生活支援事業の見込量（年間 ※例外除く）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
	障害者総合支援協議会	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	未実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業（実利用者数）		3人	4人	4人
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71件	75件	78件
	手話通訳者設置事業（設置通訳者数）	1人	1人	1人
	手話奉仕員養成研修事業（受講者数）	10人	10人	10人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	6件	6件	7件
	自立生活支援用具	16件	17件	18件
	在宅療養等支援用具	16件	18件	19件
	情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件
	排泄管理支援用具	2,005件	2,060件	2,107件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4件	4件	4件
移動支援事業	※1か月あたり	30人	33人	36人
		156時間	168時間	180時間
地域活動支援センター事業	事業所	5か所	5か所	5か所
	※1か月あたり	66人	68人	68人
		720日	728日	728日
訪問入浴サービス事業	※1か月あたり	7人	7人	8人
		42日	42日	48日
日中一時支援事業	※1か月あたり	100人	105人	110人
		805日	816日	824日
更生訓練費支給事業	※1か月あたり	10人	10人	11人
		180日	180日	198日
自動車改造費助成事業		10件	10件	10件
自動車運転免許取得費助成事業		1人	1人	1人

○自発的活動支援事業については、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

○未実施の事業については、今後の実施について調査・検討を進めていきます。



■障がい児福祉計画の数値目標（令和5年度目標）

次に掲げる事項を計画期間中における数値目標として設定します。

（1）児童発達支援センターの設置

令和3年度に市内に児童発達支援センター（1か所）の開所を予定しています。

（2）保育所等訪問支援の充実

市内事業所による保育所等訪問支援の実施があり、今後も利用体制の構築を進めていきます。

（3）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについて海部圏域で各1か所確保しており、支援体制の充実を図っていきます。

（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の配置

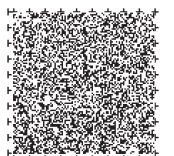
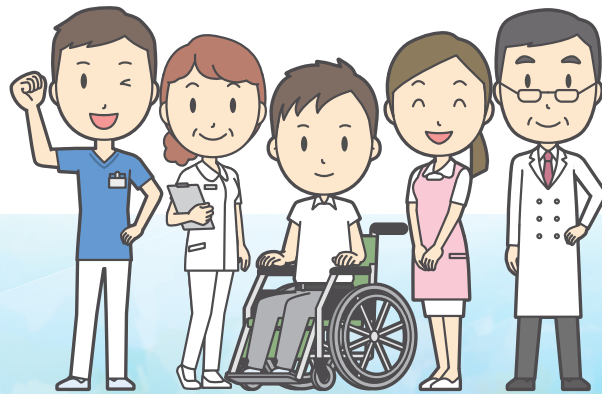
海部東部地域での協議の場を通じて、医療的ケア児の支援体制の充実を図っていきます。

（5）医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和5年度末までに5人の配置を図ります。

■障がい児サービスの見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	75	80	82
	人日	530	554	563
放課後等デイサービス	人	300	320	330
	人日	3,603	3,840	3,967
保育所等訪問支援	人	3	3	3
	人日	3	3	3
医療型児童発達支援	人	3	3	3
	人日	17	18	19
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	人日	10	10	10
障害児相談支援	人	55	59	62



7 計画の進行管理

「第6期あま市障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等及び「第2期あま市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析等を行い、その結果を「海部東部障害者総合支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の進行管理

計画 (Plan)	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Action)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標・活動等を見直し、実施

■障害者総合支援協議会の構成



第6期あま市障がい福祉計画・第2期あま市障がい児福祉計画 【概要版】

令和3年3月

発行 あま市 福祉部 社会福祉課

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

TEL 052-444-1001 (代) 444-3135 (ダイヤルイン) FAX 052-443-3555

表紙の絵「ドラゴンの宇宙旅行」長江聖也さん

略歴 1996年 愛知県海部郡七宝町(現あま市)に生まれる。
2007年 「七宝焼き職人さんの絵」で全国市町村教育委員会会長賞及び地区大会で知事賞受賞
2016年 神奈川県大和市YAMATOイラストコンペで優秀賞受賞
2018年、2019年 あいちアール・ブリュット展の展示作品が、企業ノベルティグッズに採用
2021年 YAMATOイラストコンペで最優秀賞受賞

